

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年11月22日（令和4年（行情）諮問第655号）及び同年  
12月8日（同第722号）

答申日：令和5年7月31日（令和5年度（行情）答申第218号及び同第2  
20号）

事件名：特定日に発簡された公益通報調査結果の原議等の不開示決定（存否応  
答拒否）に関する件  
公益通報担当課が「たちかぜ」事件に関連して作成・取得した文書  
の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる2文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文  
書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明  
らかにしないで開示請求を拒否した各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3  
条の規定に基づく各開示請求に対し、令和2年2月14日付け防官文第2  
034号及び令和3年11月26日付け同第19921号により、防衛大  
臣（以下「防衛大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各  
不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて  
「原処分」という。）について、その取消し及び文書の再特定・全部開示  
の決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

##### ア 原処分1

「かかる公益通報が存在しているか否かを答えるだけで、公益通報  
者に関する情報」が推察されることは無い。公益通報者は、被疑者  
かもしれないし、調査担当者かもしれないし、法令違反を伝え聞いた  
全くの第三者たる職員かもしれない。

仮に何人かの権利利益が害されるとして、それは、誰の、どのよう  
な権利利益が、どのように害されるのか。サービス員等、懲戒手続等  
担当者が手続の過程で法令違反をしたと思われる？しかし、公益通  
報があったからと言って即法令違反があったことになるわけではな  
く、仮に法令違反があったとしても、法令違反をした公務員が（場

合によっては氏名を匿名にする等したうえで) 一定の範囲で個人情報  
を公表されることは、受忍限度の範囲内だろう。

#### イ 原処分2

まず処分庁は、処分庁にどのような公益通報があったか、それ自体  
が秘密であるかのような主張をしているが、2011. 3. 1一本  
本A1103開示請求事件に際し、処分庁における公益通報の具体  
例は開示されている。したがって、存否応答拒否はおかしい。

仮に一般論としては「処分庁にどのような公益通報があったか、そ  
れ自体が秘密である」という主張を認めるとしても、たちかぜ事件  
について公益通報があったことは、平成26年5月13日の衆議院  
外交防衛委員会で防衛大臣が認めているほか、多くの国会質疑・記  
者会見・報道・書籍等で明らかにされており、公知の事実と言える。  
したがって、たちかぜ事件について公益通報があったことが明らか  
になることを理由として、存否応答拒否をすることは、少なくとも  
おかしい。

### (2) 意見書

#### ア 原処分1

##### (ア) はじめに

まず本来、諮問は審査請求から90日以内に為されなければなら  
ないところ、2年4か月もかかったことに抗議する。昨今の情報公  
開・個人情報保護審査会の答申では、付言で諮問庁の諮問遅れを指  
摘するかどうかの分水嶺は5年前後になっているようである。防衛  
省が5年～6年の諮問遅れを平気でやるので審査会の感覚も麻痺し  
ているのかもしれないが、本来の限度は「90日」であることを忘  
れないで頂きたい。防衛省は、平成17年の関係省庁申合せにおけ  
る90日の限度を「空文化」できればしめたものと考えており、残  
念ながら審査会(特に第4部会)は、それに「はまって」いる。

##### (イ) 開示請求について

まず、ある公益通報があったことがわかっただけで、即公益通報  
者が特定されるなどということはない。

また防衛省は、2011. 3. 1一本本A1103等の多くの先  
例により、公益通報対応管理簿等を開示し、過去に防衛省に具体的  
にどんな公益通報が為されたかを開示している。それらとの整合性  
はどうなるのか。また、2011. 3. 1一本本A1103等の多  
くの先例によって、現に公益通報者の特定は為されたのか。

更に言えば、防衛省は不祥事について発表するときに、公益通報  
がきっかけだったと発表したことがあったではないか。例えば、次  
期ヘリコプター選定に関して、海上幕僚長(当時)が処分されたと

きがそうだったと記憶している。それらとの整合性はどうなるのか。また、上記のような発表によって、現に公益通報者の特定は為されたのか。

## イ 原処分2

### (ア) はじめに

まず本来、諮問は審査請求から90日以内に為されなければならないところ、1年～1年1か月もかかったことに抗議する。昨今の情報公開・個人情報保護審査会の答申では、付言で諮問庁の諮問遅れを指摘するかどうかの分水嶺は5年前後になっているようである。防衛省が5年～6年の諮問遅れを平気でやるので審査会の感覚も麻痺しているのかもしれないが、本来の限度は「90日」であることを忘れないで頂きたい。防衛省は、平成17年の関係省庁申合せにおける90日の限度を「空文化」できればしめたものと考えており、残念ながら審査会（特に第4部会）は、それに「はまって」いる。

### (イ) 開示請求について

本件理由説明書をはじめ、諮問庁の理由説明書には、いつも「上記2のとおり…」とか、「本件対象文書が本件開示請求に係る行政文書として確認できたものの全てであり…」といった決まり文句が書かれているが、審査請求人が審査請求で指摘した点に対して具体的に反論して頂きたい。そうでないと、理由説明書を受けた意見書において、十分な再反論ができない。具体的には、①防衛省における、公益通報に係る文書開示の先例との整合性②国会の場（公開の場）で、具体的事件が公益通報の対象となったことを、防衛大臣らが明らかにしたこととの整合性、である。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、当該請求に係る行政文書については、令和2年2月14日付け防官文第2034号及び令和3年11月26日付け防官文第19921号により、法8条の規定に基づき存否の応答を拒否する原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年4か月及び約1年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

### 2 本件対象文書の法第8条該当性について

#### (1) 原処分1

本件対象文書1については、それが存在しているか否かを答えるだけで公益通報者に関する情報が推察され、個人の権利利益を損なうおそれがある情報を明らかにすることとなり、法5条1号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせることから、法8条の規定に基づき、当該請求に係る行政文書の存否の応答を拒否する原処分を行った。

また、当該請求に該当する行政文書の存在を明らかにすることにより、特定の事案に対する公益通報の有無が明らかになるとともに、当該通報者が推察されることとなり、今後、法令違反を認知した者が通報を躊躇するなどして、その結果、規律違反行為の早期発見や公益通報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きの不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせることから、同号柱書きの不開示事由を追加する。

## (2) 原処分2

本件対象文書2については、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の事柄における公益通報の有無が明らかになり、公益通報者に関する情報が推察され、個人の権利利益を損なうおそれがあるとともに公益通報に係る事務に支障を生じさせるおそれがある情報を明らかにすることとなり、法5条1号及び6号柱書きに規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせることから、法8条の規定に基づき、当該請求に係る行政文書の存否の応答を拒否する原処分を行った。

## 3 審査請求人の主張について

### (1) 原処分1

審査請求人は、上記第2の2(1)アを理由として、原処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求めるが、上記2(1)のとおり、当該請求に係る行政文書の存否の応答を拒否する原処分1を行ったものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分1を維持することが妥当である

### (2) 原処分2

審査請求人は、上記第2の2(1)イを理由として、原処分の取消し及び全部開示の決定を求めるが、上記2(2)のとおり、本件対象文書2の全てについては、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の事柄における公益通報の有無が明らかになり、公益通報者に関する情報が推察され、個人の権利利益を損なうおそれがあるとともに公益通報に係る事務に支障を生じさせるおそれがある情報を明らかにすることとなり、法5条1号及び6号柱書きに規定する不開

示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否の応答を拒否したものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分2を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和4年11月22日 諮問の受理（令和4年（行情）諮問第655号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年12月8日 諮問の受理（令和4年（行情）諮問第722号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 同月16日 審査請求人から意見書を収受（令和4年（行情）諮問第655号）
- ⑥ 令和5年1月10日 審査請求人から意見書を収受（令和4年（行情）諮問第722号）
- ⑦ 同年7月4日 審議（令和4年（行情）諮問第655号及び同第722号）
- ⑧ 同月25日 令和4年（行情）諮問第655号及び同第722号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、本件対象文書1については、法5条1号の不開示情報を、本件対象文書2については、同条1号及び6号柱書きの不開示情報を開示することになるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせずに、開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し及び文書の再特定・全部開示を求めているところ、諮問庁は、本件対象文書1について、上記第3の2（1）のとおり、不開示理由に法5条6号柱書きを追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

##### 2 存否応答拒否の妥当性について

（1）原処分において、本件対象文書を存否応答拒否により不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 防衛省本省においては、公益通報者保護法（平成16年法律第12

2号)に基づく防衛省本省における公益通報の対応, 公益通報者の保護等について必要な事項を定めるため, 「防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令」(平成18年防衛庁訓令第49号。以下「訓令」という。)を定めている。

そして, 訓令3条により, 防衛省本省における公益通報管理者を定め, 訓令4条において, 「機関等」(機関等とは, 官房各局, 防衛大学校, 防衛医科大学校, 防衛研究所, 陸上自衛隊, 海上自衛隊, 航空自衛隊, 情報本部, 防衛監察本部, 地方防衛局等(一部省略)をいう。)の公益通報責任者を定めるなどして, 公益通報をしたという事実が他に漏れることがないように, 公益通報に係る情報を厳重に管理している。

また, 平成29年3月に「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン(内部の職員等からの通報)」(平成17年7月19日関係省庁申合せ。以下「ガイドライン」という。)が改正されたことを受け, 通報に係る秘密の保持及び個人情報保護の徹底を図るため, 平成30年1月に訓令改正を行い, 訓令34条1項の(1)ないし(6)を新たに設け, 同項の(3)及び(4)において, 公益通報の対応及び公益通報者の保護に係る事務に従事する者は, 公益通報者の氏名, 所属等の個人情報のほか, 調査が通報を端緒としたものであること等, 公益通報者の特定につながり得る情報を共有する範囲は, 必要最小限度に限定すること, また, これらの情報を情報共有が許される範囲外に開示する場合には, 公益通報者からの明示の同意を得ること等を遵守しなければならない旨定め, 公益通報が端緒であることを明らかにせずに調査を行うなど, 公益通報に係る秘密の保持及び公益通報者の個人情報の保護をより徹底しているところである。

イ 防衛省本省は, 防衛省のウェブサイトにおいて, 防衛省本省における公益通報の対応の状況について, 年度ごとに, 防衛省本省の総件数は公表しているが, 「機関等」における件数は公表しておらず, 公益通報対象事実の内容についても公表していない。なお, 開示請求を受けた場合, 各年度の「機関等」ごとにおける公益通報の件数については開示しているが, 特定機関内の個別の部局・部隊名ごとの件数や公益通報対象事実の内容等については, 公益通報者の保護の観点から不開示としている。

ウ 本件対象文書1については, 特定年月日発簡の公益通報調査結果の原議等が求められているが, 公益通報に係る調査結果については公表しないため, 当該存否情報を明らかにすれば, たちかぜ懲戒手続の令達違反に係る公益通報の事実の有無が明らかとなる。また, 本件対象

文書2については、公益通報担当課である文書課において作成・取得されたたちかぜ事件に関連する文書が求められており、当該存否情報を明らかにすれば、同課に宛てたたちかぜ事件に係る公益通報の事実の有無が明らかとなる。

エ そうすると、本件対象文書の存否を明らかにした場合、当該公益通報者の知人等一定の範囲の関係者により、誰が公益通報者であるのか推察され、ひいては特定につながるおそれがあることから、今後、公益通報をしようとする者が公益通報者であることを推察されてしまうことを危惧し、公益通報をちゅうちょするおそれがあり、その結果、公益通報を行う者が少なくなり、法令違反等に係る情報が入手できなくなるなど、公益通報に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

オ また、審査請求人は、原処分1の意見書において「2011.3.1一本本A1103等の多くの先例により、公益通報対応管理簿等を開示し、過去に防衛省に具体的にどんな公益通報が為されたかを開示している。それらとの整合性はどうなるのか。また、2011.3.1一本本A1103等の多くの先例によって、現に公益通報者の特定は為されたのか。」とし、原処分2においても、同主旨の主張をするが、防衛省本省においては、平成30年に訓令を改正し、公益通報に係る秘密の保持及び公益通報者の個人情報の保護の徹底に努めているため、現在は、公益通報の存否情報については、開示しないこととしている。

(2) 上記(1)アの諮問庁の説明に関し、諮問庁から訓令の提示を受け、さらに、防衛省のウェブサイトに掲載されている防衛省本省における公益通報の対応の状況について、当審査会事務局職員をしてこれらを確認させたところ、上記(1)ア及びイの諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

そうすると、本件対象文書が存在しているか否かを答えることは、たちかぜ懲戒手続の令達違反に係る公益通報があったか否かという事実の有無及び防衛省内局の文書課に宛てたたちかぜ事件に係る公益通報があったか否かという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなり、その結果、公益通報に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるなどとする上記第3の2及び上記(1)エの諮問庁の説明を否定することはできない。

また、当審査会事務局職員をして、ガイドライン及び訓令の改正の経緯を確認させたところによれば、平成29年3月のガイドラインの改正は、「消費者基本計画」(平成27年3月24日閣議決定)に、制度の見直しを含む必要な検討を早急に行うこと等が盛り込まれたことを受け、

「公益通報者保護制度に関する実効性の向上に関する検討会」において所要の検討が行われ、当該検討会の「最終報告書」の提言を踏まえ、改正案が関係省庁間で申合せ・公表されたものと認められる。また、ガイドラインの当該改正を踏まえ、各省庁において内部規定の改正等を行い、制度の整備・改善を順次進めていく旨予定されていたと認められる。そうすると、上記（１）ア及びオの諮問庁の説明は合理的であり、首肯できる。

したがって、本件対象文書は、その存否を答えるだけで、法５条６号柱書きの不開示情報を開示することとなるため、同条１号について判断するまでもなく、法８条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、その開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、本件対象文書１は法５条１号に該当するとし、本件対象文書２は同条１号及び６号柱書きに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定について、諮問庁が当該情報は同条１号及び６号柱書きに該当することから、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同号柱書きに該当すると認められるので、同条１号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

別紙（本件対象文書）

本件対象文書1 開示請求された「①特定年月日に発簡された，公益通報調査結果（たちかぜ懲戒手続の令達違反）の原議。②①に係る調査の下資料一切。」に係る行政文書

本件対象文書2 開示請求された「防衛省内局の公益通報担当課である文書課が，たちかぜ事件に関連して作成・取得した文書一切。」に係る行政文書